

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立認知症高齢者グループホームの利用料金の承認		
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第8条第2項 吹田市立認知症高齢者グループホーム条例施行規則第15条		
所管部室課名	福祉部高齢福祉室		
審査基準	<p>▼吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第8条第2項</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 介護保険法第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>(2) 介護保険法第42条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>(3) 介護保険法第42条の2第2項第3号及び第42条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額</p> <p>(4) グループホームの入居に係る光熱水費の額として規則で定める額</p> <p>▼吹田市立認知症高齢者グループホーム条例施行規則 (利用料金)</p> <p>第15条 条例第8条第2項第3号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用 1日につき1,445円</p> <p>(2) その他の費用 現に必要とする額</p> <p>2 条例第8条第2項第4号の規則で定める額は、1日につき650円とする。</p>		
標準処理期間等	申請から即日		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部高齢福祉室	即日
	審議機関	福祉部高齢福祉室	即日
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	-		